住宅の応急修理実施要領

(令和6年能登半島地震)

石川県:令和6年1月1日決定

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する 現物給付」という基本原則の下で住宅の応急修理を行うこととされているが、この実 施要領は、「令和6年能登半島地震」における、法に基づく住宅の応急修理の取り扱 いについて定めるものである。

なお、本制度の対象となる、法の適用を受けた市町は、石川県内の17市町(10市7町)である(令和6年1月1日適用)。

1 対象者

- (1)以下の全ての要件を満たす者(世帯)
 - ① 当該災害により大規模半壊、中規模半壊、半壊及び準半壊等の住家被害を受けたこと。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊(半焼)若しくはこれに準ずる 程度の住家被害を受け、そのままでは住むことができない状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害があれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

- ※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の応急修理の対象とはならないこととなる。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合はこの限りでない。
- ② 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理 を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合 を対象とする。

(2) 資力等の要件

災害により住家が中規模半壊、半壊、半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、県又は市町において、「資力に関する申出書」(別添2-2)を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道 等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要不可欠な部分であって、 緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 応急修理の対象範囲の基本的考え方について「住宅の応急修理に関するQ&A」を別添のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のために支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等 一切の経費を含むものとし、1世帯あたりの限度額は以下のとおりとする。
 - ① 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯

706,000 円以内

② 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯

343,000 円以内

(2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合、住宅の応急修理のため 支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものであるが、災害救助法の住宅の応急修理は、住宅の再建や住宅の損害補償を行うものではなく、生活の場を確保するものであるから、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

このため、借家等の所有者の資力の有無については、単に所有者に申立書の提出を求めるだけでなく、課税証明書等により、所得がなく、修理ができない財政状況、災害に伴う保険金の受領等により所有者の資力では修理ができないことを確認した上で、応急修理を実施すること。

(借家等の所有者の資力がないことを客観的に裏付ける必要がある。)

4 手続の流れ

県又は事務委任を受ける市町(以下、「県等」という。)は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続きは図1のとおり。

この実施要領は令和6年1月1日から適用する。

(参考1)

災害救助法の適用市町一覧

石川県

金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、 白山市、能美市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、 穴水町、能登町

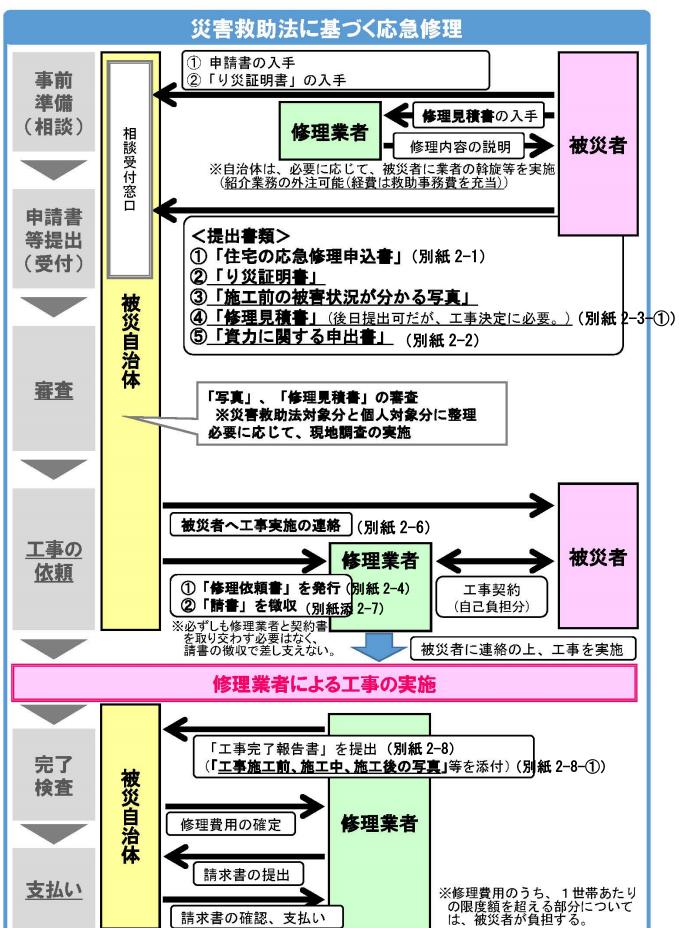
(以上、令和6年1月1日適用)

住宅の応急修理に係る県と市町の事務分担

実施項目	県業務	市町業務
① 県・市町の担当責任者の確定(土木、住宅、 建築部局への協力要請含む。)	0	0
② 内閣府への特別協議の実施	0	×
③ 被害認定調査の実施	_	0
④ り災証明書の発行	_	0
⑤ 修理業者への業務内容説明	〇(説明会)	〇 (窓口等)
⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 (障害物の除去等と同一の相談窓口でも可)	— (支援)	0
⑦ 被災者からの申込様式の作成	0	_
⑧ 県・市町の申込受領に関する様式等の作成	0	_
⑨ 被災者からの申込受付、受領、審査 (被災住家の状況の確認(写真等で確認も可)) (被災者への十分な説明)	_	0
⑩ 修理見積書の確認	_	0
① 修理業者に対し、修理依頼書の発行請書の徴 収	_	0
② 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際 に、施行前・施行中・施工後写真の添付について 説明	_	0
① 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了 検査の実施	_	0
14 修理業者からの請求書の提出の確認	_	0
⑤ 修理業者に対する負担行為・支払い	_	0

[※] 倉庫や駐車場等の非住家は対象外

図1 住宅の応急修理の手続き及び流れ



住宅の応急修理にかかる工事例

- 1 典型的な応急修理の工事例
- (1) 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む。)
- (2) 傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る。)
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 壊れた床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない必要最小限の畳の補修 を含む。)
- (5) 壊れた外壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。外壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に限り対象とする。)
- (6) 壊れた基礎の補修(無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強 を含む。)
- (7) 壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む。)
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9)上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む。)
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む。)
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替(便器はロータンクを含むが、洗浄機能の付加された部分は含まない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。)
- 2 応急修理の基本的考え方
- (1) 地震の被害と直接関係のある修理のみが対象となる。
 - (例) 壊れた屋根の補修(屋根葺き材の変更は可)
 - 〇 壊れた便器の取り替え
 - 割れたガラスの取り替え(取り替えるガラスはペアガラスでも可)
 - × 古くなった壁紙の貼り替え
 - × 古くなった屋根葺き材の取り替え
- (2) 内装に関するものは原則として対象外であるが、床や壁の修理と併せて畳等 や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取り扱いとする。
 - ・ 壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要 不可欠な部分の破損個所である場合にのみ対象とする。
 - 壊れた壁の修理とともに壁紙の補修を実施する場合には、当該壁の部分に 限り対象とする。
- (3) 修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例)○ 柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設
- (4) 家電製品は対象外である。

様式第1号

申込日:令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市(町)長 様

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市町の担当者が調査・確認することに同意します。

	【被害を受けた住宅の所在地】						
	【現在の住所】						
	【現在の連絡先(TEL)】(自宅・携帯・勤務先・その他)						
	【生年月日】 明治・大正・昭和・平成 年 月 日生 (歳)						
	【氏 名】						
1	被災日時						
2	災害名 (令和6年能登半島地震)						
3	住宅の被害の程度 全 壊、 大規模半壊、 中規模半壊、						
	半、壊、準半壊						
	○ 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に"○"を付けてください。						
	〇 「資力に係る申出書」(様式第2号)も併せて提出してください。						

4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に〇をつけてください。)

- 屋根
- ・サッシ
- 柱
- 上下水道の配管
- 床
- ガスの配管
- 外壁
- 給排気設備の配管
- 基礎
- 電気・電話線・テレビ線の配線
- 梁
- トイレ
- ・ドア
- 浴室
- 窓
- その他(

)

受付欄

様式第2号

資力に関する申出書

〇〇市(町)長 様		
私、 め、住家が半壊しております。	_は、	(令和6年能登半島地震)のた
の、正家が中級しております。 住家を修理する資力が下記の理由のとおり不足 だきますようお願いします。	足する	ため、応急修理を実施していた

記

※世帯の収入の状況、資力が不足する理由を具体的にご記入ください。

(記入例)

- ・住宅ローン、教育ローン等を組んでおり、手持ちの現金もほとんど無いため、 応急修理費用が工面できない。
- ・日常生活費や教育費等の支払いで余裕がないため、応急修理を実施する資力が ない。
- ・年金収入のみのため、応急修理を実施できる資力がない。
- ・介護費用などの出費で余裕がなく、応急修理を実施できる資力がない。

令和 年 月 日 申出者 被害を受けた住宅の所在地

氏 名

(別添 2-3-1)

様式第3号

修理見積書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に〇をつけてく \hbar **別紙**2-3-1)

見積金額 (総工事費) 円 (消費稅込)

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分)

円 (消費税込)

工事名称	金額(消費稅込)	うち応急修理対象分 (消費税込)(※2)	備考
1	円	円	
2	円	円	
3	円	円	
4	円	円	
5	円	円	
6	円	円	
合 計	Ħ	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:

706,000円の範囲内

準半壊の場合:

343,000円の範囲内

- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての同欄の記載は「-」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。) すること

〇〇〇市町長 様

(※修理業者記入)上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

(※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

- 9 -

(※市町記入欄)

ADP TIME?		
市町名	受付番号	受付担当者名

様式第3号

半壊以上の記載例

【記入例】修理見積畫

(全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊

準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に〇をつけてください。

見積金額 (総工事費) 1,650,000 円

(消費税込)

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

706,000 円

(消費税込)

見積金額(被災者負担分)

944,000 円

(消費税込)

例では、応急修理対象分の金額は165万円だが、限度 額70.6万円を超えることから、70.6万円を記載する。

	工事名称	金額(消費税込)		7	.修理対象分 		備考
1	屋根工事(ルーフィング、瓦交換)	750, 000	円		706, 000	円	
2	仮設足場	200, 000	円		_	円	
3	天井工事(天板、壁紙)	150, 000	円		_	円	
4	窓工事(サッシ交換)	200, 000	円		_	円	
5	床工事(床下断熱・下地板、床板交換)	350, 000	円	\	_	円	
6		(円		0	円	
	슴 計	1, 650, 000	円		706, 000	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:

706,000円の範囲内

準半壊の場合:

343,000円の範囲内

- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に ついての同欄の記載は「-」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。)すること

〇〇〇市町長 様

(※修理業者記入)上記のとおり見積書を提出します。

令和○○年○○月○○日

住 所	□□□県○○○市○○○ △-△-△
会社名	〇×〇×工務店
電話番号	* * * - * * * - * * *
代表者名	0 0 0 0

(※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所	○○市○○ □─□─□
氏 名	0 0 0 0

(※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名

(別紙2-3-1)

様式第3号

準半壊以上の記載例

【記入例】修 理 見 積 書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊・

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に〇をつけてください。

見積金額 (総工事費) 650,000 円 (消費稅込)

☑ 「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

343,000 円 (消費税込)

見積金額(被災者負担分)

307,000 円 (消費稅込)

例では、応急修理対象分の金額は65万円だが、限度額 34.3万円を超えることから、34.3万円を記載する。

工事名称		金 額 (消費税込)		\Box	.修理対象分 		備考
1	屋根工事(瓦交換)	350, 000	円		343, 000	円	
2	仮設足場	150, 000	円		_	円	
3	窓工事(サッシ交換)	150, 000	円		_	円	
4			円		_	円	
5		0	円	\	_	円	
6		0	円		0	円	
	合 計	650, 000	円		343, 000	円	

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:

706,000円の範囲内

準半壊の場合:

343,000円の範囲内

- ※2 「うち応急修理対象分」欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分に ついての同欄の記載は「-」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。)すること

〇〇〇市町長 様

(※修理業者記入)上記のとおり見積書を提出します。

令和○○年○○月○○日

住 所	□□□県○○○市○○○ △-△-△			
会社名	〇×〇×工務店			
電話番号	* * * - * * * - * * *			
代表者名	0 0 0 0			

(※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

令和○○年○○月○○日

住 所	○○市○○ □─□─□
氏 名	0 0 0 0

(※市町記入欄)

市町名	受付番号	受付担当者名

(別紙 2-3-1)

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、「被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害救助事務取扱要領」(令和3年6月)を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目途に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知をする。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書(別紙2-3-①)で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書(別紙2-3-②)の様式で申請を受けるのかを選択して使用すること。 (別添2-3の①及び②のいづれかの様式を選んで利用して差し支えない。)

様式第3号

修理見積書

(全壊 · 大規模半壊 · 中規模半壊 · 半壊 · 準半壊)

※ 市町が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害の程度に〇をつけてください。

 見積金額(総工事費)
 円 (消費税込)

 プ 「住宅の応急修理」申込関係
 見積金額(応急修理分)(※1)
 円 (消費税込)

 見積金額(被災者負担分)
 円 (消費税込)

工事内訳は別紙のとおり (工事内訳は、修理業者が普段使用している様式を添付すれば良い)

※1 1世帯あたりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

<限度額>全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:

706,000円の範囲内

* 本半壊の場合:

343,000円の範囲内

※2 修理業者は本様式とともに、工事費の内訳を添付(※修理業者指定の様式で可。)すること。 <u>修理業者は内訳(見積もり)の作成にあたって、応急修理対象工事に〇をつけるなど、対象を区分する</u>

※3 応急修理の受付時には工事費の内訳を確認し、応急修理の対象工事を確認すること。

〇〇〇市町長 様

(※修理業者記入) 上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所	
会社名	
電話番号	
代表者名	

(※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

令和 年 月 日

住 所	
氏 名	

(※市町記入欄)

1007							
市町名	受付番号	受付担当者名					

令和 年 月 日

応 急 修 理 依 頼 書

(施 工 者) 様	
	〇〇市(町)長
次の被災者住宅について、別添修理見積割ますので、工事完了後、速やかに工事写真 併せて「工事完了報告書」を提出してくだ なお、工事内容の最終確認の結果、経費に ありますのでご了承願います。	(修理前、修理中、修理後の工事写真) と さい。
1 被災者住所・氏名 住所 氏名	
2 対象住宅所在地	
3 受付番号 <u>※右記例を参考に市町で発番</u>	(例) 輪島市 輪-○○○ 珠洲市 珠-○○○ 能登町 能-○○○
4 依頼工事の見積額 <u>金</u>	円(応急修理分)

(添付書類)

修理見積書(写)

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう "写宣"を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害 状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1) 外観(壁、玄関、窓、屋根など)の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。

 メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。 室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。 また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2)室内(床板、扉、壁など)のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✔ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。

片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

- ✔ 破損状況を筒所別に撮影しましょう。
- (3) 設備(キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など)の破損、故障など
 - ✔ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - **砂 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう**応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

く修理業者の方にもお伝えください>

✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。





別紙2-6

令和 年 月 日

応 急 修 理 実 施 連 絡 書

	(被	災	者)		様				
					_ 14*				
						0 0	市(町)	<u> </u>	
	<mark>ઇ災され</mark> が 各します。		住宅につ	いて、別	添のとおり	応急修理 ⁻	するよう依	頼しまし	たので、
<i>t</i>	お、工事	事内容			!、経費によ	こっては応	急修理の対	対象外とな	なる場合
υø	りりまりり	クビニ	了承願い	よ り。					
1			の住所・						
	氏名_								
2	対象住5	包託在	+ + h						
_	小 多庄-	E17111	تاء.						
3	受付番号	号 							
4	依頼工	事の見	積額	<u>金</u>			円	(応急修理	里分)_
	<i>2 15</i> -	m 14							
5	応急修 [±] <u>令和</u>	里実施	予定期間 年	月	日から	令和	年	月	<u>日ま</u>
7	<u> </u>								

1	ェ	4	⇟	来石	١
(添	N	吉	類	J

応急修理依頼書(写)、修理見積書(写)

様式第6号

請 書

別紙2-7

印紙 貼付

- 1 件 名:〇〇〇〇邸 応急修理業務
- 2 履行場所:○○市(町)△△△ □—○—△
- 3 履行期間:令和6年 月 日から令和6年 月 日まで
- 4 契約金額:金、 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)

- 5 契約保証:免除
- 6 請求条件: 市(町)の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金
 - の支払を請求する。
- 7 支払方法:完了後払
- 8 申込書受付番号:令和 年 月 日 第 号

〇〇市(町)契約規則、関係書類(応急修理見積書、修理依頼書等)、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和元年 月 日

〇〇〇〇市(町)長 〇〇〇〇様

受注者: 住所

							別	紙2-	- 8
様式	第 7 号								
						令和	口 年	月	日
	ㅜ ㅋ	· -	7	±0	<u>#</u>	*			
	工 电	完	J	郑	百	青			
0	〇 市(町)長 様								
	(施.	工業者)							
								_	
	マの被災者住宅について、別? 『、報告します。	忝修理見	見 積書	(写)	のとる	おり応急	息修理を	完了し	ました
1	被災者住所・氏名								
	住所					-			
	氏名					-			
2	対象住宅所在地								
3	受付番 号 								

4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- 修理見積書(写)
- 修理写真(修理前、修理中、修理後)報告書

応急修理(修理前、修理中、修理後)工事写真台帳 □ № 2 - 8 - ①

邸 応急修理状況報告》

(1/)

	工事箇所(記入例)	工事箇所
修理の説明	外観(屋根損傷、2階傾き、 建具の損傷、雨樋破損、外 壁剥落等)	
修理前写真	修理前写真	
修理中 写真	修理中写真	
	· — — — — — — — — — — — — — — — — — — —	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

修理後 写真	修理後写真	
	以	鸎状 況 報 告 》

(2/)

	T	(2/)
	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前写真		
修理中写真		
		•

修理後 写真	

塚 応急修理状況報告》

(/)

	工事箇所	工事箇所
修理の 説明		
修理前写真		
修理中写真		

修理後											
写真											
											\perp
適宜、ペ	ージは増 [.]							另	J紙 2	<u> </u>	
			の被害			• - •					
		(住宅σ)心思(多埋に	関す	る参	芦 貸料)			
							令	和	年	月	日
市長	あて			ᄼ							
				<u>住所</u>							
				氏名							
※ 災害救	甘,	 づノ仕字:	· のは名/	 女 田牛 日	· 年レバ	 + 白さ		 元攸珊	エニー	 : - L-	 がで
	(助法I〜基 面の日常生	_			_						
の修理を	行うもので	です。									
 1 工事期	 3問										
,		A 1=	-		_	1. 5	Δ 15	-	_	_	
<u>(</u>	期)	令和	年	月	<u> </u>	から	令和	年	<u>月</u>	<u></u> 日	
2 応急修	理対象箇層	所につい	て								
	希望する										
i	の制度で値 室・便所						いせない) 居至	(居間	▪寝至) -
从 手	*王 "		1002	ン な ヽ li		- 9					
<u>修理対象</u> 筐	所										
3 床につ	いて 20	の修理部	公の久代	新品の√	七能!	ታሀኒ ፔሪ	Dトギ!	」 です			
- 4.1	の構造は、									。 なっ ⁻	てい
ます	•				_						
	l または はせが吸水!					五白 。2	ᄄᄖᅩᇰᄼ	: Z			
	!材が吸水l :材のみの ²						ったいめ	つる。			
	- , ,		11- 37.		1	- • 0					
4 壁につ	-										
(※壁	の構造は、	U T	±・ほり	・ナト地	州十	衣囬枒	(笙秕	はと)			

	り、日常生活に支障がある。 汚損があり、日常生活に支障がある。
5 屋根について 2の修理部分の各箇所の状 (※屋根の構造は、小屋組+屋根の下地材+ □ 屋根の瓦等の仕上げ材、下地材 が壊れ □ 雨漏りにより、天井・内壁・床に大きな被 □ 屋内に浸水した痕跡がみられない、浸水	表面の仕上材からなっています。) ている。 な害があり、1 室以上を使用できない。
※受付後は最後に綴ってください。	受付番号 〇〇〇第 号 申込者
「住宅の応急修理」申辺	 シチェックシート
【必要書類】	T TT 18 lo 11 1 - 477 1 1 8 lo 1
 ○ 必要書類はそろっていますか? ※川 □ 申込書(※申込書は「り災証明書」 □ り災証明書(写し) □ 修理前の被害状況が分かる写真 □ 修理見積書(※後日提出も可ですが、 □ 資力に関する申出書 → 借家の場合 □貸主の理由記 □ 住宅の被害状況に関する申出書 	」の世帯主になっていますか?) エ事決定には必要となります。)
【対象者要件】 ○「被害の区分」はどれに該当しますか □ 全壊 □ 大規模半壊 □ 半壊 □ 準半壊	<u>?(り災証明書を確認)</u> □ 中規模半壊
○ 「賃貸型応急住宅」を利用する予定は □ 利用しない □ 申請してい	

)

□ 未依頼(修理業者	を探している段階)		
修理業者名:			
修理業者への応急修理の(修理見積書、写真、誓約書		済 :録の説明を忘れずに)	
工事完了: 済	、工事中:	頃に着工、	未定
(() 	受付担当者	別紙 2	2-11
(参考様式)		令和 年	月 日
	申 立 書		
〇 〇 市(町)長 様			
	(施工業	者)	
住宅の応急修理の依頼を受 (施工前 ・ 施工中)の てます。			
	記		
1 被災者住所・氏名			
住所			
氏名			
2 対象住宅所在地			

3	受付番号	_		
4	修理前の状況			
5	修理の内容			

※4・5については図面(略図でも可)に該当箇所と内容を示すこと